

議案第16号

七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部改正について

七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月2日提出

七飯町長 中 宮 安 一

七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部を改正する条例

七飯町商工業経営安定資金融資条例（平成21年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ア及びイ中「500万円」を「1,000万円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号の規定にかかわらず、運転資金及び設備資金のいずれも融資を受ける場合の限度額は、これらの資金を合算して1,000万円以内とする。

第10条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、利子補給の利率は、社会経済情勢の変動その他町長が必要と認める場合に限り、その利率を別に定めることができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。